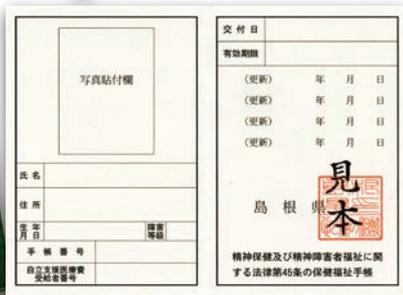


精神障がいのある方の生活を支援する

# 精神障害者保健福祉手帳

をご存じですか？



この手帳を持つことで、  
各種の福祉サービスを利用することができます。

## どうすれば手帳は取得できるの？

●市町村の担当窓口申請してください。

申請者は手帳取得者ご本人ですが、手続きはご本人以外(家族や医療機関関係者等)が代行することも可能です。

申請は、医師の診断書または精神障がいを支給事由とする障害年金等を受給していることを証する書類を添付して行います。

申請手続きの方法や必要書類等については、裏面をご覧ください。

## 対象者は？

●何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。

対象となるのはすべての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ・てんかん
- ・ストレス関連障がい
- ・アルコール関連障がい
- ・発達障がい
- ・認知症等の脳機能障がい など



## どんなサービスが受けられるの？

●次のようなサービスが受けられます。

- ・税金の控除・減免(所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税)
- ・公共料金等の割引(NHK受信料、携帯電話料金)
- ・公共交通機関運賃の割引(電車、バス、旅客船等の運賃割引)  
※JR、飛行機、高速道路は、現時点では対象になっていません。
- ・県立施設の利用料の減免(美術館、博物館、水族館、体育館、武道館、プール、等)
- ・市町村独自のサービス(各種手数料の減免、通院交通費の助成、公営住宅の優先入居、CATV受信料の減免、等)
- ・福祉医療費助成制度(H26.10.1～) など

なお、手帳等級や事業者によっては対象とならないサービスもあります。詳しくは各事業者等にお問い合わせください。

## 手帳の等級は？

●1級から3級まであります。

|    |  |
|----|--|
| 1級 | 精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(概ね障害年金1級に相当)                               |
| 2級 | 精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの(概ね障害年金2級に相当)           |
| 3級 | 精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの(概ね障害年金3級に相当) |



詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。



健康福祉部 障がい福祉課 自立支援医療グループ(精神手帳担当)

TEL.0852-22-5247 FAX.0852-22-6687 E-mail:syougai@pref.shimane.lg.jp

島根県 精神手帳 検索

## 担当窓口

| 市町村   | 担当部署         | 電話番号         | FAX番号        | 所在地                       |
|-------|--------------|--------------|--------------|---------------------------|
| 松江市   | 障がい者福祉課      | 0852-55-5945 | 0852-55-5309 | 〒690-8540 松江市末次町86        |
| 浜田市   | 高齢障がい課       | 0855-25-9322 | 0855-23-4922 | 〒697-8501 浜田市殿町1          |
|       | 金城支所 市民福祉課   | 0855-42-1235 | 0855-42-0990 | 〒697-0121 浜田市金城町下来原171    |
|       | 旭支所 市民福祉課    | 0855-45-1434 | 0855-45-8110 | 〒697-0425 浜田市旭町今市637      |
|       | 弥栄支所 市民福祉課   | 0855-48-2656 | 0855-48-2952 | 〒697-1211 浜田市弥栄町長安本郷542-1 |
|       | 三隅支所 市民福祉課   | 0855-32-2807 | 0855-32-3230 | 〒699-3211 浜田市三隅町三隅1434    |
| 出雲市   | 福祉推進課        | 0853-21-6694 | 0853-21-6598 | 〒693-8530 出雲市今市町70        |
|       | 平田支所 市民福祉課   | 0853-63-5500 | 0853-63-5533 | 〒691-8601 出雲市平田町951-1     |
|       | 佐田支所 市民サービス課 | 0853-84-0111 | 0853-84-0579 | 〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6  |
|       | 多伎支所 市民サービス課 | 0853-86-3111 | 0853-86-3561 | 〒699-0903 出雲市多伎町小田74-1    |
|       | 湖陵支所 市民サービス課 | 0853-43-1212 | 0853-43-1433 | 〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320    |
|       | 大社支所 市民サービス課 | 0853-53-4444 | 0853-53-4493 | 〒699-0792 出雲市大社町杵築南1395   |
|       | 斐川支所 市民生活課   | 0853-73-9100 | 0853-73-9109 | 〒699-0592 出雲市斐川町荘原2172    |
| 益田市   | 生活福祉課        | 0856-31-0251 | 0856-31-8120 | 〒698-8650 益田市常盤町1-1       |
| 大田市   | 社会福祉課        | 0854-83-8143 | 0854-82-9730 | 〒694-8502 大田市大田町大田口1111   |
| 安来市   | 福祉課          | 0854-23-3217 | 0854-23-3281 | 〒692-0404 安来市広瀬町広瀬703     |
| 江津市   | 社会福祉課        | 0855-52-2501 | 0855-52-1374 | 〒695-8501 江津市江津町1525      |
| 雲南市   | 長寿障がい福祉課     | 0854-40-1042 | 0854-40-1049 | 〒699-1392 雲南市木次町木次1013-1  |
| 奥出雲町  | 福祉事務所        | 0854-54-2541 | 0854-54-2030 | 〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358-1  |
| 飯南町   | 福祉事務所        | 0854-72-1773 | 0854-72-1775 | 〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064    |
| 川本町   | 健康福祉課        | 0855-72-0633 | 0855-72-1136 | 〒696-8501 邑智郡川本町川本545-1   |
| 美郷町   | 健康福祉課(福祉事務所) | 0855-75-1931 | 0855-75-1505 | 〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168     |
| 邑南町   | 福祉課          | 0855-95-1115 | 0855-95-0268 | 〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000    |
| 津和野町  | 健康福祉課        | 0856-72-0673 | 0856-72-1650 | 〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6  |
| 吉賀町   | 保健福祉課        | 0856-77-1165 | 0856-77-1891 | 〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750    |
| 海士町   | 健康福祉課        | 08514-2-1822 | 08514-2-0208 | 〒684-0403 隠岐郡海士町海士1490    |
| 西ノ島町  | 健康福祉課        | 08514-6-0104 | 08514-6-0683 | 〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534    |
| 知夫村   | 村民福祉課        | 08514-8-2211 | 08514-8-2093 | 〒684-0102 隠岐郡知夫村1065      |
| 隠岐の島町 | 福祉課          | 08512-2-8561 | 08512-2-6630 | 〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町1    |

(交付認定)島根県立心と体の相談センター(電話0852-32-5908)

## 申請手続き

申請は、お住まいの市町村の担当窓口で、必要書類等を提出して行ってください。  
 申請者は、ご本人ですが、手続きはご本人以外(家族や医療機関関係者等)が代行することも可能です。  
 申請から手帳の交付まで1~2か月程度かかります。  
 有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請ができます。  
 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

| 必要書類等              | 備考   |
|--------------------|--|
| 申請書                | 様式は市町村にあります。県のホームページにも掲載しています。   |
| 添付書類<br>(ア、イのいずれか) | ア 医師の診断書(初診日から6か月以上経過した時点で作成されたもの)【有料】<br>イ 精神障がい支給事由とする障害年金等を現に受けていることを証明する書類の写し<br>(年金証書、年金裁定通知書、直近の振込通知書等)、および同意書 |
| 写真                 | たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影された脱帽の上半身を写したもの   |
| 印鑑                 |  |

## 〔福祉医療費助成制度について〕

福祉医療費助成制度とは、重い障がいのある方やひとり親家庭の方に対して、医療費の自己負担額を軽減する、島根県の制度です。

平成26年10月1日から、この制度が拡充され、次の方が新たに対象に加わります。

- ①精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3級または4級の方
- ③精神障害者保健福祉手帳2級で知的障がいのある方(概ねIQ50以下)

これらに該当する方は、市町村で「福祉医療費医療証(資格証)」の交付を受けることができます。

この「福祉医療費医療証(資格証)」を、医療機関で受診される際に提示すると、医療費の自己負担割合を1割以下に軽減することができます。

